

第一〇回アジア家族法三か国会議報告

婚姻の解消と子どもの保護（日本）

お がわ とみ ゆき
小 川 富 之

（広島経済大学助教授）

第一章 はじめに

日本の家族は西欧先進諸国と比べ、比較的安定していると言われてきたが、近年、この状況に変化の兆しが現われていると指摘されている。例えば、法律上の婚姻をしないで、事実婚に留まるカップルの増加が指摘され、最終的に婚姻する場合でも、その時期が徐々に遅くなり晩婚化の傾向が強くなってきている。また、離婚率も上昇しており、年か離婚件数も二〇万件に達しようとしている。

婚姻の解消には、相手方配偶者の死亡による解消および離婚による解消があるが、最近の家族の動向から考えて、死亡解消の際の相続に関し、非嫡出子の存在するケースが増加していると予想される。現行法では相続分につき嫡出子と非嫡出子との間に差が設けられており、その合憲性が裁判所で争われており、また、法制審議会民法部会身分法小委員会でも改正が

検討されている。

離婚による婚姻の解消に関しては、親権者の決定、養育費の支払い、および面接交渉権等が問題となる。また、近年、離婚後の子の奪い合いが裁判にまで発展するケースが増加している。以下、これらの問題につき検討する。

第二章 死亡による婚姻の解消と子どもの問題

婚姻の死亡解消の場合、生存配偶者と子どもの生活を含め、さまざまな問題が生じるが、多くは、社会福祉法の領域の問題であり、本稿では、相続の問題に限定して検討することとする。

父母の一方が死亡した場合には、子どもが第一順位の相続人となり、死亡した者の配偶者とともに相続をすることとなる(民八八七条・八九〇条)。相続の順位に関しては、子どもについて実子と養子、嫡出子と非嫡出子の間に区別なく、みな第一順位の

相続人とされる。しかしながら、相続分については、非嫡出子の相続分は嫡出子の相続分の二分の一とされている（民九〇〇条四号但書）。

一九九三年一月に、国連人権委員会は日本政府に対して「婚外子差別法の改正」を勧告した。非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の二分の一としていることが、児童の保護を定めた「国連人権条約B規約」二四条に違反すると指摘している。また、一九九四年三月二九日に日本が批准し、同年五月二九日に国内で発効した「児童の権利に関する条約」でも、非嫡出子に対する差別が禁じられている。一九九五年は、国連の定めた「国際家族年」であったが、そのスローガンである「家族から始まる小さなデモクラシー」ということからしても、非嫡出子もまた家族の一員であるとの視点に立って、この問題を解決することが必要であろう。

これまでも、非嫡出子の相続分を嫡出子の二分の一とする民法第九〇〇条第四号但書の規定は憲法に反するとの見解もあったが、通説はこれを合憲と解していた。この問題につき、東京高等裁判所は、一九九三年（平成五年）六月二三日に相続分に差を設けることは憲法に反するとの見解を示し、法律家のみでなく広く国民の関心を集めることとなった。その後、一九九四年九月二〇日に再び、東京高等裁判所で同様の判断が示されている²¹。一九九五年七月五日に、最高裁判所では、合憲の立場を採る一九九一年（平成三年）三月三日の東京高等裁判

所の判決²²の上告審で、合憲判断を下しているが²³、その後の東京高等裁判所の下した違憲判断に対して、学説でもそれを支持するものが多く²⁴、法改正の必要性が指摘されている²⁵。

このような流れの中で、法務省に設けられた法制審議会民法部会身分法小委員会でも、この問題が取り上げられ、一九九四年七月に、法務省民事局参事官室から出された「婚姻制度に関する民法改正要綱試案」の第五「相続」の部分で、一 嫡出でない子の相続分（九〇〇条四号但書関係）、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分と同等とするものとする。」との見解が示され²⁶、一九九五年九月には「婚姻制度等の見直し審議に関する中間報告」を取りまとめて公表し²⁷、広く意見を求めた後に、一九九六年一月一六日に審議結果を取りまとめ、「民法の一部を改正する法律要綱案」が決定されたが、その第一〇「相続の効力」でも、試案の見解がそのまま維持されている²⁸。法制審議会は一九九六年二月に、この要綱を法務大臣に答申したが、その後閣議に上程されないまま未だに法案として国会にも提出されていないのが現状である。

第三章 離婚にとる婚姻の解消と子どもの保護

夫婦関係が破綻し、共同生活が実態を失ってしまった場合に、当事者間の婚姻関係を解消するのはやむを得ないとしても、夫婦間に子どもがいる場合は、その父母の離婚により重大な影響を受けることになる²⁹。離婚に際する子どもの問題としては、

親権者の決定、養育費の支払い、監護者の決定および面接交渉権が重要である。

1 親権者の決定

婚姻中は未成年の子は、父母共同親権に服するが(民八一条) 父母が離婚をすると、いずれか一方を親権者と定めることになる(民八一条九条)30。

協議離婚の場合は、父母の協議で、その一方を親権者と定めなければならない(民八一条九条一項)。親権者の指定に条件を付けることは許されないと解されている31。親権者の指定は離婚の要件であり、指定のない離婚届は原則として受理されない(民七六五条)。親権者指定の効果について、実務上は父母の協議のみで直ちに効果が生ずると解している32。調停の場合は、親権者の指定についての合意が成立し、それが調書に記載されると、確定判決と同様の効力が生じる(家事審判法二一条)。また、協議離婚および調停離婚のいずれの場合でも、合意に至らないときには家庭裁判所の審判により親権者を決定することになるが(民八一条九条五頁)、この審判も確定すれば、調停と同様に、確定判決の効力を生ずることになる(家審二五条三頁)。裁判離婚の場合には、裁判所が父母の一方を親権者と定めることになる(民八一条九条二頁)。

離婚により婚姻共同体が崩壊するので、共同親権の行使では障害が生じ、未成年者の利益を害するとの理由から、いずれか

一方を親権者とさだめることとされた33。また、離婚の際に親権者の他に監護者の指定をすることができるが(民七六六条・七七一条) 監護者は子の監護・教育という見上監護の権限を有するのみで、財産管理権は持たないと解されている34。未成年の子が財産を持っていたり、財産行為をする必要性のある場合にはこのような区別も実益があるが、通常の子の場合には、親権は身上監護権のみであろうから、父母いずれかの監護適任者を親権者とすべきであると指摘されており35、家庭裁判所もこの見解を採っている36。家庭裁判所は、子の利益のため必要があれば、いったん決まった親権者を変更することができる(民八一条九条六頁)。裁判所は子の利益を基準として親権者の決定を行なうが、実際に子の監護をしている者を親権者とする現状優先の原則、および特に幼児については母親優先の原則がはたらいていると言われている37。実際、母親が親権者となり子どもを引き取るケースが七割以上を占めており、また近年増加傾向にある38。

2 養育費の支払い

離婚後の養育費は、親権者となった親もそうでない親も当然親としてこれを負担する責任があるが39。その根拠については争いがある40。養育費の具体的な額や支払方法については父母が協議して定めるが、協議がまとまらないときには調停による(家審一七条)。家庭裁判所では扶養請求(民八七七条、家審九条一

項乙類八号)又は監護に関する費用の請求(民七六六条、家審九条一項乙類四号)という形で養育費の支払いの審判を行なっている。また、裁判離婚の場合には、離婚判決とあわせて監護費用の支払いを命じる判決を求めることもできる(人事訴訟手続法十五条一項ないし三項)。

離婚後の未成熟子の扶養義務は、原則として婚姻中と異なることはないので、生活保持義務であると解することができ、理論的には、親は子に自己と同一の生活水準を保障しなければならないが、実際の額の算定や支払方法等を含めた現在は理想とはかけ離れているようである⁴¹

養育費の算定方法は、労研方式、生活保護方式および標準家計算方式に分かれているが、実際には、この必要な生活費を算定し、これを父母双方の収入で配分するという方法が採られている⁴²。

養育費に関する問題点としては、まず、日本では協議離婚が多いことから必ずしもその支払いについての取り決めをしていない場合が多いという点⁴³、取り決めをする場合でもその額が少ないという点、および、実際に取り決めがなされた場合でもその支払いが行われないケースが多いという点が挙げられる⁴⁴。親権者の決定で指摘したように、母親による子どもの引き取りが増加しているが、離婚後の母子の生活は容易ではないと指摘されている⁴⁵。協議離婚の実態調査でも父親の二割程度しか養育費を負担しておらず、調停離婚でも養育費についての取り決

めがなされるのは、半数程度とのことである⁴⁶。また、離婚母子世帯のうち子どもの養育費を前夫から受け取っているのは一五パーセント程度と指摘されている⁴⁷。現行法の下では、家事審判法による履行確保手続として、履行勧告(家審十五条の五)、履行命令(家審十五条の六)⁴⁸および寄託⁴⁹の方法が採られているが、いずれも実効性が乏しく⁵⁰、民事執行法による強制履行手続も養育費には適さない⁵¹。日本弁護士会連合会でも提言されているように、養育費支払義務を明確にし、協議離婚に際し養育費の取り決めを要件に加えること等も含めて、早急に養育費の履行確保に関する新たな制度を確立することが必要であると思われる⁵²。

日本も批准をしている「児童の権利に関する条約」の第二七条でも、子どもには生活の保障を受ける権利があり、親が第一義的に児童扶養の責任を負っており、国はその親を援助する義務があるとされており、履行確保制度の整備を義務づけている⁵³。また、法制審議会民法部会身分法小委員会では婚姻原因として「夫婦が五年間以上継続して共同生活をしていないとき」という別居制度の採用を提案しているが、これにはその間の子どもの養育費を確保するものとしてその履行確保の制度が不可欠と考えられる。民法の一部を改正する法律要綱試案の第六「協議上の離婚」の中に、「…子の監護に要する費用の分担その他の監護についての必要な事項は、その協議でこれを定めるものとする。…」との条項があるが⁵⁴、もう少し積極的な制度の導入

が必要であるとおもわれる。

3 面接交渉権

離婚の際に親権者とならなかった親が子と会う権利で、諸外国では規定のある国が多いが、日本では明文の規定は存在しない。判例上認められたもので 55、親の権利というよりもむしろ子の権利であり、子の利益に合致する場合に限って面接交渉を認めるべきであると考えられている。その法的根拠について、最高裁判所は一九八四年七月六日の決定 56 で、これを子の監護に関する処分について定める民法第七六六条一項又は二項の解釈適用の問題とし、家事審判法九条一項乙類四号の子の監護に関する処分と位置づけている。学説上も、面接交渉権を肯定する立場が一般化し、定着してきたといえる。

この問題に関しては、法制審議会民法部会身分法小委員会で検討され、民法の一部を改正する法律要綱試案の第六「協議上の離婚 一 子の監護に必要な事項」の定めの中で、「…面会及び交流…その他の監護について必要な事項は、その協議でこれを定めるものとする。…」と規定されている 57。監護教育義務の一内容であることが明白になり、離婚後に親権者にならなかった親は、子が必要とするときはいつでも、子の監護教育に必要な限りで、子と面接交渉する義務を負担することとなる 58。「児童の権利に関する条約」第九条第三項の規定する、「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方ま

たは双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触をする権利を尊重する。」の内容にも添うものである 59。

第4章 おわりに

多様化する家族観を反映して、婚姻・離婚ともにさまざまな変化を来している。このような中で、いかに子どもの保護をはかるかが非常に重要な問題となってきた。児童の権利条約の理念を踏まえ、国際家族年のスローガンをも念頭に置いた対応が必要とされている。また、当然ことではあるが、それぞれの国で歴史的・慣習的な違いが存在していることも忘れてはならない。韓国、台湾、日本という比較的家族観の似通った、歴史的・慣習的にも近いものを共有している国々で、問題を比較検討することにより、それぞれの国の二一世紀に向けた家族法を検討したい。

【注】

例えば、離婚率を例にとってみても、近年増加傾向にはあるが、1995年度の統計をみても依然として人口1000人あたり1.57、年間離婚件数199,032件(厚生省人口動態統計による)と、西欧先進諸国と比べ非常に低い数字を維持している。

日本における家族の変化について指摘するものは多いが、有

地亨「家族は変わったか」(有斐閣、一九九五年)で、さまざまな調査結果を踏まえてこの傾向が指摘されている。

日本の未婚率の推移に関する調査によれば、30～34歳の男性では、1970年までは10～15パーセントであったものが、その後急激に上昇し、1990年では30パーセントを上回っている。子の中には事実婚のカップルが含まれていることが予想される。また、婚姻率も、西欧先進諸国同様低下傾向にあり、1990年代では9.8となっており、ここ数十年で最低の数字となっている。(井上輝子、江原由美子編『女性のデータブック(第2版)』(有斐閣、一九九五年)15頁) また、事実婚に関しては、二宮周平『事実婚の現代的課題』(日本評論社、1990年)および同『事実婚を考える』(日本評論社、1991年)に、最近の傾向が詳細にまとめられている。

初婚年齢の推移についての統計でもこの傾向がはっきりと現われており、特に妻の初婚年齢が高くなっている。1993年のデータでは、妻が26.1歳、夫が28.4歳となっている。井上、江原・前掲書22頁参照。

離婚率の推移を見ると、1960年代から上昇し、1960年には0.74であったが、1985年には1.5になり、1994年には1.57となっている。家族に関するデータを集めたものとして、井上、江原・前掲書17頁参照。また、1995年度の年間離婚件数も、199.032件に達している(厚生省人口動態統計による)。

諸外国の婚外子出生率は、1970年ころから急激に上昇しており、スウェーデン等では50パーセントにも及んでいる(井上、江原前掲書13頁)。この傾向は事実婚の増加と歩調を合わせていると考えられる。日本での婚外子出生率自体には今のところ大きな変化はないが、離婚率の低下および未婚率の上昇等の最近の婚姻に対する考え方の変化を踏まえて考えると、今後西欧先進諸国と同様の傾向が強まることが予想される。

民法九〇条4号但書では、「相続中に嫡出である子と嫡出でない子とがある場合には、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一」とされている。

東京高裁で二度にわたり違憲判断が下されている。東京高裁決定1993(平成五年)・六・二三(判時1465・55、判タ823・122)および東京高裁判決一九九四(平成6年)・2・30(判時1512・3、判タ864・291)。最高裁では、合憲の立場を採る東京高裁判決1993年(平成6年)・3・29(判タ764・133)の上告審の判断として、合憲判断が下されている。最高裁大法廷決定一九九五(平成7年)・7・5(判タ885・83)がある。

審議経過および法律案要綱については、法務省民事局参事官室編『婚姻制度に関する民法改正要綱試案及び試案の説明』(日本加除出版、1994年)、同「速報・民法の一部を改正する法律案要綱案について」戸籍時報457号2頁、等を参照のこと。

1995年度の判例回顧で、人身保護法に基づく子の引渡請求事件の増加につき指摘をしたが、子の傾向は今後も続くものと考えられる(拙稿、法律時報1996年4月臨時増刊号『1995年、判例回顧と展望』日本評論社、1996年)57頁以下所収。

母子及び寡婦福祉等の社会福祉関連法があるが、父親と子どもの場合には社会福祉の保護は制約されている。児童福祉の問題について概観したものはいくつもあるが、拙稿「子どもと法」中川淳編『市民生活と法』(法律文化社、1994年)9頁以下所収を参照。

中川淳『相続法逐条解説(上巻)』(日本加除出版、1985年)60頁。

子の問題に関しては、例えば中川淳「非嫡出子相続分最高裁大法廷決定(最決平7・7・5)(最近の判例から)」法律のひろば48巻10号46頁以下参照。

市民的及び政治的権利に関する国際規約第24条
「一 すべての児童は 人種、皮膚の色、性、言語、宗教、民族的若しくは社会的出身、財産又は出生によるいかなる差別もなしに、未成年者としての地位に必要なとされる保護の措置であつて家族、社会及び国による措置についての権利を有する。」

児童の権利に関する条約第2条
「一 締約国は、その管轄下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政

治的意見その他の意見、民族的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約の定める権利を尊重し、及び確保する。」
国際家族年という視点から、この問題を扱うものとして、太田季子「婚外子差別の現状」世界人権宣言中央実行委員会・差別国際運動日本委員会編『家族と人権 国際家族年に考える』(解放出版社、1994年)67頁以下所収。

例えば、石川稔「家族法の中の子ども」ジュリスト増刊総合特集・子どもの人権145頁等。

宮沢俊義「全訂日本国憲法」(日本評論社、1978年)264頁等。

東京高裁決定一九九三(平成五年)・六・二三(判時一四六五・五五、判夕八二三・一二二)。東京高等裁判所の見解では、「適法な婚姻に基づく家族関係を保護するという立法目的それ自体は、憲法二四条の趣旨に照らし、現今においてもなお尊重されるべきものであるが、「非嫡出子の個人の尊重も等しく保護されなければならないものであって、後者の犠牲の下で前者を保護するような立法は極力回避すべきである」とし、場合によっては、「同号但書前段が本来意図している法律婚保護を越えてしまふ結果を招来する」ということである。

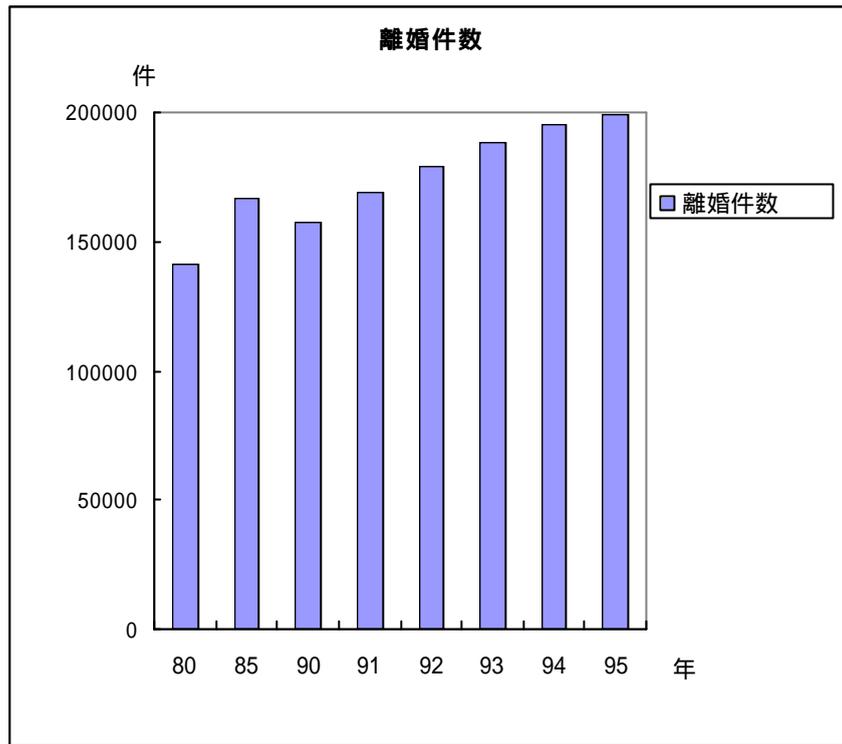
新聞各紙ともこの問題を大きく取り上げ、法律家以外の人も含めて、マスコミでさまざまな議論がなされた。

21 東京高裁判決一九九四(平成六年)・二・三〇(判時一五一二・

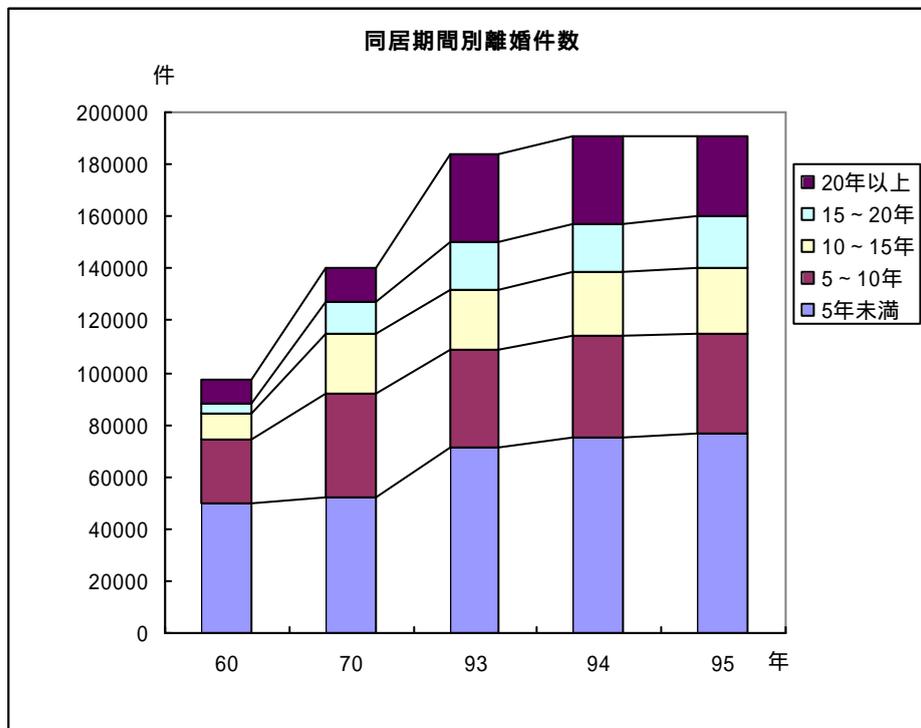
- 三、判タ八六四・二九一）、
- 22 東京高裁判決一九九一（平成三年）・三・二九（判タ七六四・一三三）、
- 23 最高裁大法廷決定一九九五（平成七年）・七・五（判タ八八五・八三）、
- 24 米沢広一「非嫡出子差別はくずれた」法学セミナー四六五号五八頁、二宮周平「非嫡出子の法的地位をめぐる」判事タイムズ八二八号六四頁等。
- 25 この問題に関しては、これまでに度々指摘をされているが、これらをまとめ、諸外国の立法例も踏まえて分析を加えたものとして、泉久雄「嫡出でない子の法的地位」ジュリスト一〇五九号一二三頁参照。
- 26 改正要綱試案に関しては、同じく参事官室から、見直しの観点、わが国における立法の沿革、諸外国の法制等を含めて、その説明が示されている。法務省民事局参事官室編『婚姻制度に関する民法改正要綱試案及び試案の説明』（日本加除出版、一九九四年）、
- 27 法務省民事局参事官室「婚姻制度等の見直し審議に関する中間報告」戸籍時報四五七号7頁。
- 28 法務省民事局参事官室「速報・民法の一部を改正する法律案要綱について」戸籍時報四五七号7頁。
- 29 一九九四年度の離婚数は、一九五、一〇六件であるが、そのうち六一・三%（一一九、六〇〇）には未成年の子が含まれており、
- 父母の離婚により大きな影響を受けることとなる。厚生大臣官房統計情報部編『平成六年度、人口動態統計(上巻)』411頁による。
- 30 親権、監護権に関する論稿は多いが、未成年者保護の視点からこれを扱うものとして、例えば、中川淳「未成年者の保護・親権、監護権を中心にして」法学セミナー二〇五号。
- 31 中川淳『改訂・家族法逐条解説』（日本加除出版、一九九〇年）四一六頁。
- 32 法務省民事局回答一九五〇年（昭和二五年）六月一日民事甲一六五三号。
- 33 中川・前掲書四一五頁。
- 34 中川・前掲書一五〇頁。
- 35 有地・前掲書一五六頁。
- 36 大阪家裁審一九七五年（昭和五〇年）一月一六日(家庭裁判月報二七・一一・五六)。
- 37 野田愛子「子の監護に関する処分の基準について」『現代家族法大系二』（有斐閣、一九八〇年）二二六頁以下所収。
- 38 厚生省の人口動態統計によると、一九九四年では親権者になる割合が子ども一人の場合母親八〇・七に対し、父親十九・三、子ども二人の場合母親七四・〇に対し父親一八・七、子ども三人以上の場合母親六七・二に対し父親一八・三と、圧倒的に母親が引き取る場合が多い。これに関しては、有地・前掲書一五六頁、および井上、江原・前掲書一八頁を参照のこと。

- 39 義務自体の存在については判例・通説ともこれを認めている。
- 40 この根拠については、民法七六六条の子の監護者の決定、民法八二〇条の監護教育の権利義務、民法八七七条一頁の直系血族の扶養義務および親子の本質に求める説とで争いがある。詳しくは、深谷松男「未成熟子扶養請求権の準拠規定と法的方式」判例タイムズ五五〇号六〇頁以下参照のこと。
- 41 例えば養育費の額では、一九九二年二月に日本弁護士連合会が提出した『離婚後の養育費の支払確保に関する意見書』に、一九八五年に関東弁護士会連合会の行ったアンケート結果が示されているが、それによると、子ども一人当たりの養育費月額が三万円前後の取り決めが最も多いとのことである。
- 42 養育費の算定に関しては、松嶋道夫「子の養育費の算定と履行確保」家族<社会と法>九号（一九九三年）一四二頁以下を参照のこと。
- 43 現行法では、夫婦に未成年の子がいる場合、親権者の決定については義務づけられているが（民七六五条一頁）養育費の取り決めは要求されていない。
- 44 日本弁護士連合会による前掲意見書でもこれらの点が指摘されている。
- 45 日本弁護士連合会・前掲意見書四頁。
- 46 井上、江原・前掲書一八頁。また、養育費取り決めの状況を正確に把握することはできないとしながらも、参考になる資料から推測して、取り決めをしているのは多くとも全体の三〇%～四〇%にとどまると指摘されている（神谷遊「履行確保制度離婚後の養育費を中心に」法学セミナー四七〇号（一九九四年）四三頁）。
- 47 厚生省による全国母子世帯等調査（一九九三年度）に基づく新聞記事で、母子家庭の平均収入が一般世帯の三分の一で、特に生別による世帯は死別による母子世帯よりも平均年収で五〇万円程度低くなっていること、および夫からの養育費の支払いを受けているものが一五%、これまでに受けたことのあるものも含めて三〇%であることが指摘されている（中国新聞一九九六年七月十八日朝刊一七頁）。
- 48 養育費請求権利者の申出により、家庭裁判所が義務の履行状況を調査し、履行を勧告することを履行勧告、また、義務の履行を命じることを履行命令というが、履行命令に従わない場合には一〇万円以下の過料に処せられる（家審二八条）。いずれも、その前提として、調停又は審判で養育費の支払義務が定められていなければならない。
- 49 養育費の支払義務者からの支払いを一旦家庭裁判所で受け入れ、これを保管する制度。
- 50 履行勧告は、年間六、〇〇〇件近く出されており、ある程度の効果を上げているようであるが、全体的に支払状況が良くないというのが実状であり、より実効性のある制度の新設が必要であると指摘されている。詳しくは、山脇貞司「養育費の履行確保」石川稔・中川淳・米倉明編『家族法改正への課題』（日本加

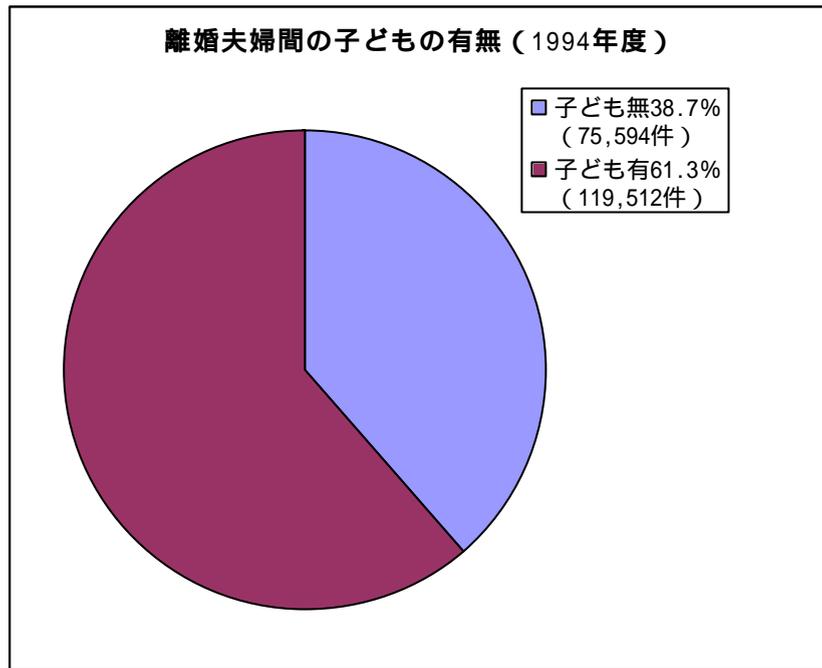
- 除出版、一九九三年)二八四頁以下。
- 51 松嶋・前掲論文一四八頁。
- 52 日本弁護士連合会・前掲意見書一頁。養育費の履行確保に
関しては、多くの論稿が発表されているが、比較的最近のもの
として、神谷遊「履行確保制度 離婚後の養育費を中心に」婚
姻法改正を考える会編『ゼミナール婚姻法改正』(日本評論社、
一九九五年)一八七頁以下所収、下夷美幸「養育費履行確保制
度の設計」ジュリスト一〇五九頁七六頁等。
- 53 下村哲夫編『児童の権利条約』(時事通信社、一九九三年)二
一八頁。
- 54 法務省民事局参事官室・前掲速報五頁。この問題については、
法務省民事局参事官室編「婚姻及び離婚制度の見直し審議に関
する中間報告」でも、協議離婚後の両親相互の子の養育費用の
分担義務を明示すべきであるとの意見が示されている。
- 55 東京家審一九六八(昭和三九年)・一二・一四(家月一七卷四
号五五頁)。
- 56 最高裁決一九八四(昭和五九年)・七・六(家月三七卷五号三
五頁)。
- 57 協議離婚後の親子の面接交渉(七六六条関係)については、
一九九二年二月の法務省民事局参事官室「婚姻及び離婚制度
の見直し審議に関する中間報告」および一九九四年七月の同「婚
姻制度に関する民法改正要綱案」の流れにそうものである。
その経緯については、中川淳「協議離婚制度の改正について
- 民法改正要綱試案をめぐって」『戸籍特設特別増刊号「民法改
正要綱試案と戸籍制度』(日本加除出版、一九九五年)一二一頁
以下参照のこと。
- 58 佐藤義彦「離婚後の子の監護教育・面接交渉」ジュリスト一
〇五九号八二頁。
- 59 下村・前掲書一九七頁。



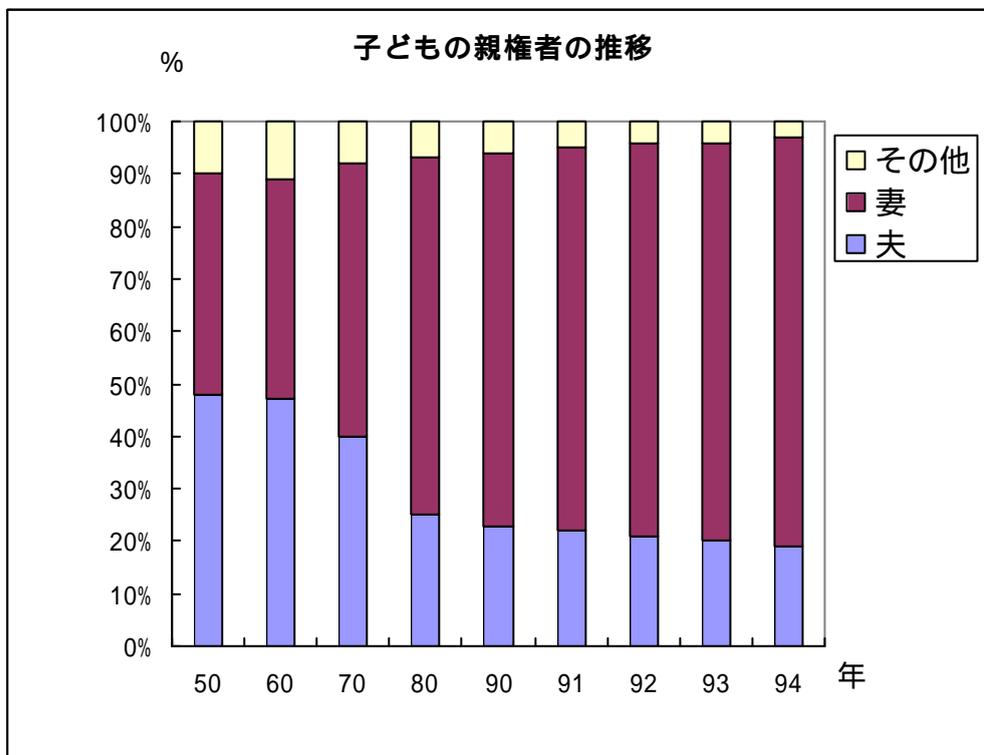
人口動態統計（厚生省大臣官房統計情報部）による



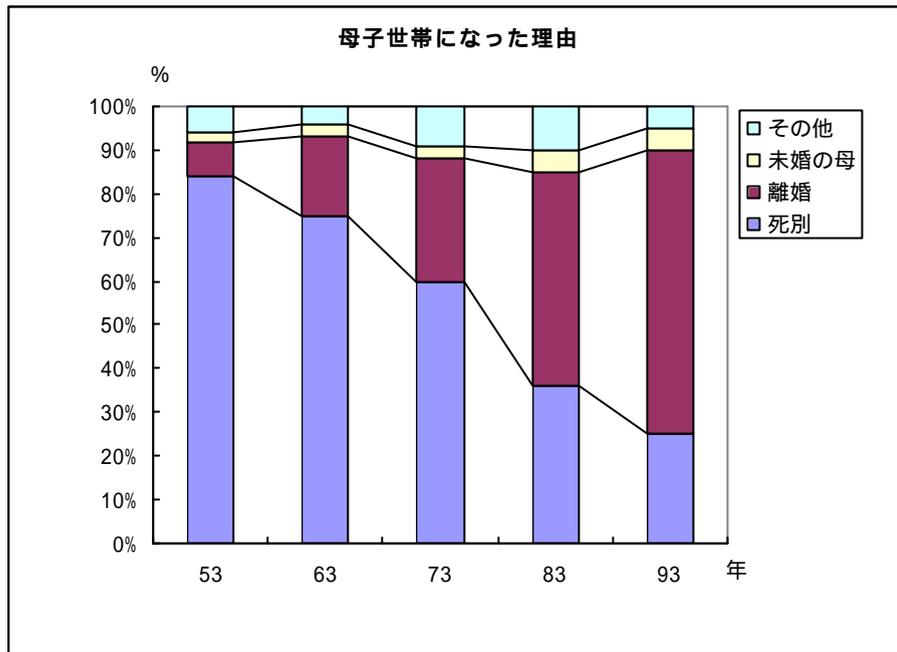
人口動態統計（厚生省大臣官房統計情報部）による



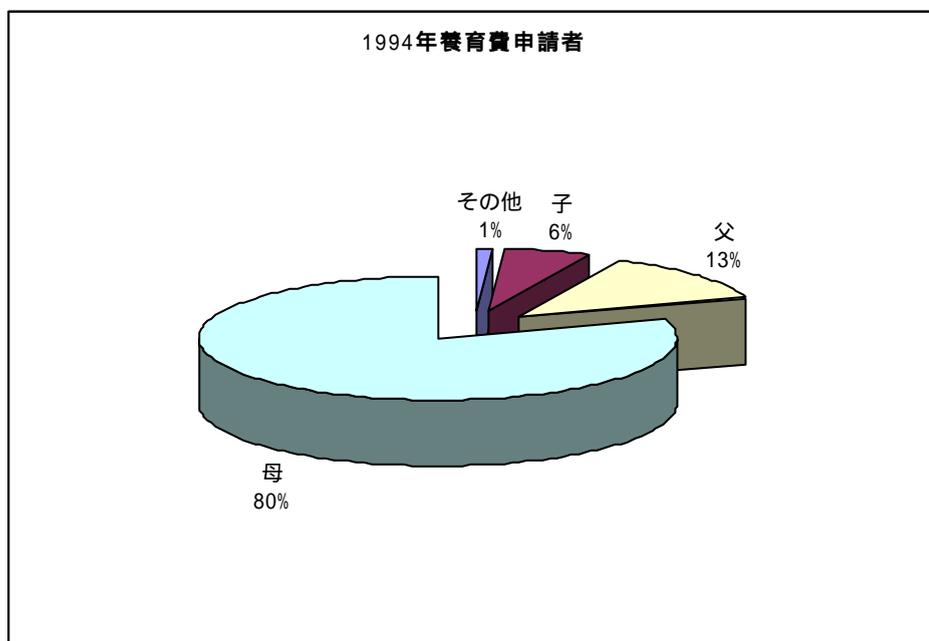
人口動態統計（厚生大臣官房統計情報部）による



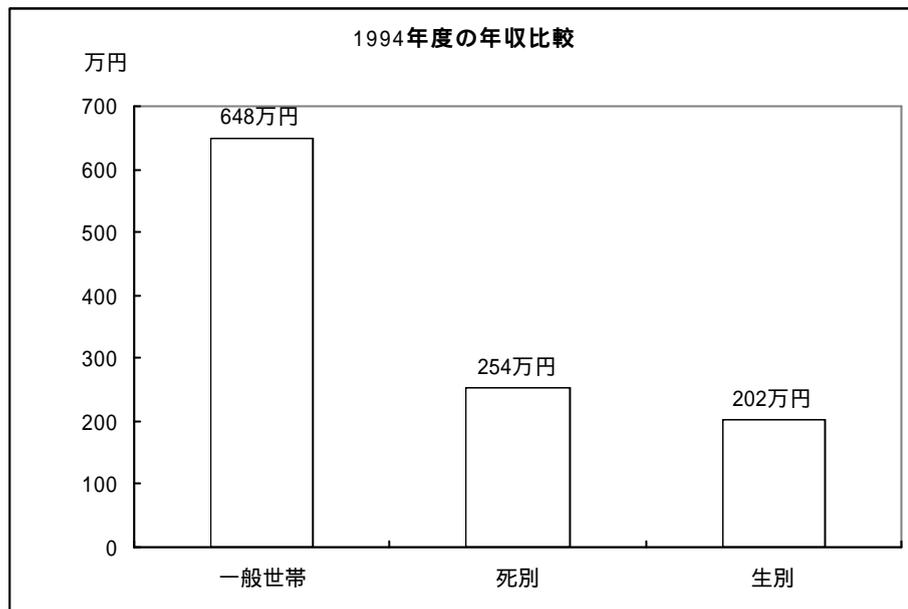
人口動態統計（厚生大臣官房統計情報部）による



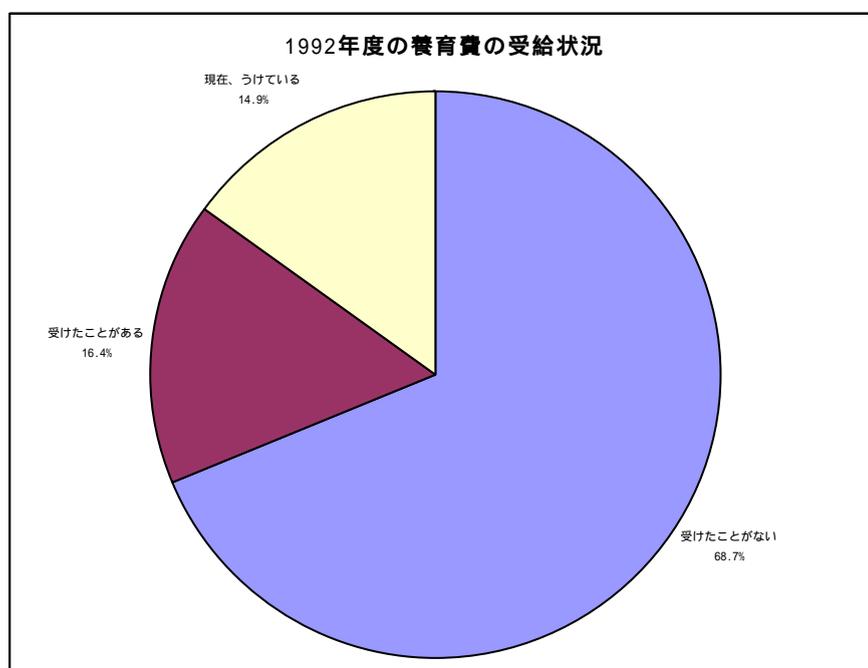
平成5年度全国母子世帯等調査結果の概要（厚生省児童家庭局）による



家庭裁事件の概況（1） 家事事件（法曹時報47巻12号）による



平成5年度全国母子世帯等調査結果の概要（厚生省児童家庭局）による



平成5年度全国母子世帯等調査結果の概要（厚生省児童家庭局）による